

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種保護者同意書

～保護者の同伴なしで接種を受ける場合（※13歳以上に限ります）～

ヒトパピローマウイルス感染症予防接種を受けるに当たっての説明

保護者の皆様へ：必ずお読みください。

※【予防接種の対象となっている小学校6年生～高校1年生に相当する年齢のお子様をお持ちの保護者の方へ】

お子様の予防接種に当たっては、保護者の同伴が必要となっていますが、13歳以上（中学1年生～高校1年生（満16歳以上の者は除く。））の方へのヒトパピローマウイルス感染症予防接種については、保護者がこの同意書の記載事項を読み、理解し、納得してお子様に予防接種を受けさせることを希望する場合に、この同意書と別紙予診票に保護者自ら署名することによって、保護者が同伴しなくても、お子様が予防接種を受けることができます。

※（接種当日は、この同意書と予診票を必ず持参させてください）

なお、同意書及び予診票に署名するに当たっては、接種させることを判断する際に疑問等があれば、あらかじめ、かかりつけ医や那覇市保健所 健康増進課（853-7961）に確認し、十分納得した上で接種させることを決めてからにしてください。

1 ヒトパピローマウイルス（HPV）感染症の症状について

ヒトパピローマウイルスは皮膚や粘膜に感染するウイルスで、100以上の種類に分類されています。これらのうち、主に粘膜に感染する種類は性行為を介して生じる表皮の微小なキズから生殖器粘膜に侵入して感染するウイルスであり、海外においては性活動を行う女性の50%以上が生涯で一度は感染すると推定されています。

粘膜に感染するHPVのうち、少なくとも15種類は子宮頸がんから検出され、「高リスク型HPV」と呼ばれています。高リスク型HPVの中でも、16型、18型と呼ばれる2種類は特に頻度が高く、海外の子宮頸がん発生の約70%に関わっていると推定されています。また、子宮頸がん以外にも、海外において少なくとも90%の肛門がん、40%の膣がん・外陰部がん・陰茎がんに関わっていると推定されています。その他、高リスク型に属さない種類のものは、生殖器にできる良性のイボである尖圭コンジローマの原因となることが分かっています。

2 予防接種の効果と副反応について

ワクチンの中には、いくつかの種類のヒトパピローマウイルス（HPV）のウイルス成分が含まれており、予防接種を受けたお子様は、これらに対する免疫を獲得することができます。体内に免疫ができると、HPVにかかることを防ぐことができます。

ただし、予防接種により軽い副反応がみられることがあります。また、極めて稀ですが、重い副反応がおこることがあります。予防接種後にみられる反応としては次のとおりです。

＜主な副反応＞

主な副反応は、発熱や、局所反応（疼痛、発赤、腫脹）です。また、ワクチン接種後に注射による痛みや心因性の反応等による失神があらわれることがあります。失神による転倒を避けるため、接種後 30 分程度は体重を預けることのできる背もたれのあるソファに座るなどして様子を見るようにしてください。

稀に報告される重い副反応としては、アナフィラキシー様症状（ショック症状、じんましん、呼吸困難など）、ギラン・バレー症候群、血小板減少性紫斑病（紫斑、鼻出血、口腔粘膜の出血等）、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）等が報告されています。

3 予防接種による健康被害救済制度について

○定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障がでるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

○健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

○ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

※給付申請の必要が生じた場合には、診察した医師又は那覇市保健所 健康増進課へご相談ください。

4 接種に当たっての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行うことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合には、かかりつけ医等に相談の上、接種するか否かを決めてください。

また、お子様が以下の状態の場合には予防接種を受けることができません。

- ①明らかに発熱（通常 37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな場合
- ③受けるべき予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを起こしたことがある場合
- ④その他、医師が不適当な状態と判断した場合

なお、現在、妊娠している方は接種することに注意が必要な方ですので、かかりつけ医とよくご相談ください。

保護者の皆様へ：下記事項をよくお読みください。

これまでの内容をよく読み、十分理解し、納得された上でお子様に接種することを決めてください。接種させることを決定した場合は、あらかじめ別紙予診票「保護者自署」欄に署名してください。

あわせて、下記同意書に保護者が署名（自署）の上、医療機関に提出させてください。（署名された予診票と下記同意書の提出がない場合、予防接種を受けることはできません）。

同 意 書

私は、「ヒトパピローマウィルス感染症予防接種を受けるに当たっての説明」を読み、予防接種の効果や目的、重篤な副反応発症の可能性及び予防接種健康被害救済制度などについて理解した上で、子供に接種させることに同意します。

また、本同意書が那覇市に提出されることに同意します。

年 月 日

被接種者（お子さん）

氏 名

被接種者（お子さん）

生 年 月 日

保護者自署

住 所 那覇市

緊急連絡先

※接種当日保護者に連絡が取れる番号をご記入ください。

※ヒトパピローマウィルス感染症予防接種は、副反応として接種後 30 分程度は「血管迷走神経反射」と考えられる失神が起こることがありますので、原則どおり保護者の同伴をお勧めします。

※予診票は、那覇市のホームページからダウンロードするか、または下記予防接種担当者までお問い合わせください。

問い合わせ先：那覇市保健所健康増進課 予防接種担当 ☎098-853-7961